

平成28年度 第1回 市川市福祉有償運送運営協議会（議事録）

1. 開催日時：平成28年5月24日（火）午後7時～8時

2. 開催場所：市川市役所3階 第2委員会室

3. 出席者

【委員】

会長 武本委員

副会長 岡崎課長

委員 海野委員、大塚委員、中根委員、武藤委員、荒井課長、小林課長
佐々木課長、杉山課長

【事務局】

白井(福祉政策課主幹)、大賀(福祉政策課主任)、森田(福祉政策課主任)、
阿部(福祉政策課主事)

4. 議事

- (1) 団体から提出された移送サービスの状況(平成27年度12月～3月)について
- (2) 社会福祉法人市川レンコンの会 レッツ・レンコンの福祉有償運送の更新について
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について

《配布資料》

資料1 移送サービスの状況(平成27年度12月～3月)

資料2-1 申請団体要件確認票
(社会福祉法人市川レンコンの会 レッツ・レンコン)

資料2-2 市川レンコンの会の理念と事業概要

資料3-1 介護予防・日常生活支援総合事業について

資料3-2 住みなれた地域で自分らしく暮らすために
(市川市介護予防・日常生活支援総合事業パンフレット)

5. 進行

(1) 配布資料の確認

事務局より、配布資料の過不足についての確認を行った。

(2) 新委員挨拶

今年度新たに委員となった、介護福祉課荒井課長、障害者支援課佐々木課長、
地域支えあい課杉山課長より挨拶。

項 目	内 容
事務局（白井）	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 福祉政策課の白井でございます。本日の進行を努めさせていただきますのでよろしく願いいたします。</p>
事務局（白井）	<p>本日は、熱海代理が欠席とのことですのでご報告させていただきます。</p>
事務局（白井）	<p>また、武本英之会長と武藤厚委員が市川市福祉有償運送運営協議会委員として、多年にわたり、本市の福祉向上に尽力していただいたことを受け、今年の3月16日に市から感謝状を贈呈させていただきました。武本会長、武藤委員、受賞おめでとうでございます。</p>
事務局（白井）	<p>それでは、これより議事の進行を武本会長にお願いしたく思います。よろしく願いします。</p>
武本会長	<p>みなさん、こんばんは。議事を始める前に、感謝状を頂戴いたしまして本当にありがとうございました。個人2人がもらったということですが、個人がいただいたというよりも、この会の活動が評価されたということだと思います。ありがとうございます。</p>
武本会長	<p>ただ今より、平成28年度第1回市川市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。 これより、議事に移りますが、その前に、確認しておかなくてはならない事項がございます。</p>
武本会長	<p>本日の運営協議会は、「市川市福祉有償運送運営協議会条例第6条」により半数以上の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。</p>
武本会長	<p>また、会議公開に関する指針に基づく会議の公開についてですが、市川市では審議会等の公開についての指針により、各審議会は、その会議を公開または非公開とするかを冒頭に会議にお諮りし、決定することになっておりますので、本会議においても、まず公開か非公開かについて決定しておきたいと思っております。 ご意見がなければ公開ということで決定させていただきますが、いかがでしょうか。</p>

<p>武本会長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、本協議会を公開することと決定いたします。 本日は、傍聴希望者の方は1名でよろしいですか。</p> <p>(事務局が、1名ですと回答)</p>
<p>武本会長</p>	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>議題(1)は、移送サービスの状況ということで、団体から提出された平成27年12月から平成28年3月までの報告について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(阿部)</p>	<p>それでは、議題(1)の平成27年12月から平成28年1月までの移送サービスの状況について、ご報告いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。始めに、特定非営利活動法人生きがいと助け合いSSU市川の報告をさせていただきます。資料を1ページめくってください。</p> <p>運行件数は、12月 221件、1月 213件、2月 225件、3月 233件 合計982件でございます。</p> <p>利用会員の状況は、 身体障害者 前期 45人、後期 48人 要介護認定者 前期 96人、後期 96人 要支援認定者 前期 32人、後期 33人 その他の障害 前期 39人、後期 39人 合計 前期 212人、後期 216人 でございます。</p> <p>運転者の状況は、 第一種運転免許 前期 30人、後期 29人 第二種運転免許 前期 5人、後期 5人 合計 前期 35人、後期 34人 でございます。</p> <p>車両の状況は、</p>

福祉車両 団体所有 前期 3台、後期 3台
福祉車両 持ち込み 前期 2台、後期 1台
セダン等 団体所有 前期 1台、後期 1台
セダン等 持ち込み 前期 29台、後期 29台
合計 前期 35台、後期 34台
でございます。

次に、社会福祉法人 市川レンコンの会 レスパイトハウス レッツ・レンコンの報告をさせていただきます。資料を1ページめくってください。

運行件数は、12月 257件、1月 306件、2月 260件、3月 250件 合計1,073件でございます。

利用会員の状況は、
身体障害者 前期 5人、後期 5人
要介護認定者 前期 0人、後期 0人
要支援認定者 前期 0人、後期 0人
その他の障害 前期 59人、後期 59人
合計 前期 64人、後期 64人
でございます。

運転者の状況は、
第一種運転免許 前期 9人、後期 9人
第二種運転免許 前期 0人、後期 0人
合計 前期 9人、後期 9人
でございます。

車両の状況は、
福祉車両 団体所有 前期 0台、後期 0台
福祉車両 持ち込み 前期 0台、後期 0台
セダン等 団体所有 前期 3台、後期 3台
セダン等 持ち込み 前期 0台、後期 0台
合計 前期 3台、後期 3台
でございます。

次に、社会福祉法人一路会 地域生活支援センターC a nの報告をさせていただきます。資料を1ページめくってください。

運行件数は、12月 53件、1月 61件、2月 71件、11月 68件 合計253件でございます。

利用会員の状況は、

身体障害者 前期 0人、後期 0人
要介護認定者 前期 0人、後期 0人
要支援認定者 前期 0人、後期 0人
その他の障害 前期 441人、後期 441人
合計 前期 441人、後期 441人
でございます。

運転者の状況は、

第一種運転免許 前期 6人、後期 6人
第二種運転免許 前期 0人、後期 0人
合計 前期 6人、後期 6人
でございます。

車両の状況は、

福祉車両 団体所有 前期 1台、後期 1台
福祉車両 持ち込み 前期 0台、後期 0台
セダン等 団体所有 前期 3台、後期 3台
セダン等 持ち込み 前期 0台、後期 0台
合計 前期 4台、後期 4台
でございます。

次に、NPO法人 郷の会 オリーブの家の報告をさせていただきます。資料を1ページめくってください。

運行件数は、12月 100件、1月 107件、2月 96件、3月 105件 合計408件でございます。

利用会員の状況は、

身体障害者 前期 0人、後期 0人
要介護認定者 前期 0人、後期 0人
要支援認定者 前期 0人、後期 0人
その他の障害 前期 79人、後期 79人
合計 前期 79人、後期 79人
でございます。

運転者の状況は、
第一種運転免許 前期 13人、後期 13人
第二種運転免許 前期 0人、後期 0人
合計 前期 13人、後期 13人
でございます。

車両の状況は、
福祉車両 団体所有 前期 4台、後期 4台
福祉車両 持ち込み 前期 0台、後期 0台
セダン等 団体所有 前期 0台、後期 0台
セダン等 持ち込み 前期 0台、後期 0台
合計 前期 4台、後期 4台
でございます。

次に、特定非営利活動法人 ポテトの報告をさせていただきます。資料を1ページめくってください。

運行件数は、12月 74件、1月 66件、2月 82件、3月 90件 合計312件でございます。

利用会員の状況は、
身体障害者 前期 14人、後期 14人
要介護認定者 前期 0人、後期 0人
要支援認定者 前期 0人、後期 0人
その他の障害 前期 7人、後期 7人
合計 前期 21人、後期 21人
でございます。

運転者の状況は、
第一種運転免許 前期 3人、後期 3人
第二種運転免許 前期 0人、後期 0人
合計 前期 3人、後期 3人
でございます。

車両の状況は、
福祉車両 団体所有 前期 0台、後期 0台
福祉車両 持ち込み 前期 1台、後期 1台
セダン等 団体所有 前期 0台、後期 0台
セダン等 持ち込み 前期 2台、後期 2台

合計 前期 3台、後期 3台
でございます。

次に、社会福祉法人生活クラブ 市川介護ステーションの報告をさせていただきます。資料を1ページめくってください。

運行件数は、12月 69件、1月 50件、2月 55件、3月 60件 合計234件でございます。

利用会員の状況は、

身体障害者 前期 16人、後期 17人
要介護認定者 前期 0人、後期 0人
要支援認定者 前期 0人、後期 0人
その他の障害 前期 13人、後期 13人
合計 前期 29人、後期 30人
でございます。

運転者の状況は、

第一種運転免許 前期 7人、後期 7人
第二種運転免許 前期 0人、後期 0人
合計 前期 7人、後期 7人
でございます。

車両の状況は、

福祉車両 団体所有 前期 2台、後期 2台
福祉車両 持ち込み 前期 0台、後期 0台
セダン等 団体所有 前期 1台、後期 1台
セダン等 持ち込み 前期 1台、後期 1台
合計 前期 4台、後期 4台
でございます。

最後に、特定非営利活動法人 ココCOLORねっこの報告をさせていただきます。資料を1ページめくってください。

運行件数は、12月 3件、1月 2件、2月 2件、3月 1件 合計8件でございます。

利用会員の状況は、

身体障害者 前期 1人、後期 0人

	<p>要介護認定者 前期 3人、後期 1人 要支援認定者 前期 5人、後期 0人 その他の障害 前期 0人、後期 0人 合計 前期 9人、後期 1人 でございます。</p> <p>運転者の状況は、 第一種運転免許 前期 3人、後期 3人 第二種運転免許 前期 0人、後期 0人 合計 前期 3人、後期 3人 でございます。</p> <p>車両の状況は、 福祉車両 団体所有 前期 0台、後期 0台 福祉車両 持ち込み 前期 0台、後期 0台 セダン等 団体所有 前期 0台、後期 0台 セダン等 持ち込み 前期 3台、後期 3台 合計 前期 3台、後期 3台 でございます。</p>
武本会長	<p>ただ今の説明に対しまして、何かご意見等がありましたらお願いします。</p>
事務局(阿部)	<p>生活クラブの資料の合計が間違っておりました。申し訳ございません。</p>
武本会長	<p>続いて、議題(2)の社会福祉法人市川レンコンの会 レッツ・レンコンの福祉有償運送の更新について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(阿部)	<p>それでは、2番目の議題、社会福祉法人市川レンコンの会レッツ・レンコンの福祉有償運送の更新についてご説明いたします。</p> <p>本議題につきましては、事務局のほうから先に説明をさせていただき、その後、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>また、本日は、社会福祉法人市川レンコンの会の田村様がいらっしゃいますので、必要があれば、補足をしていただきたいと思います。</p> <p>資料2-1のほうをごらんください。申請団体要件確認票でございます。まず、レッツ・レンコンの状況を先にご説明させていただきますと、平成16年4月1日に設立されました。代表者のお名前が、本日出席し</p>

て頂いている田村幸枝様、その他の役員が理事7名、監事2名ということでございます。設立の動機でございますけれども、お配りしました資料2-2「市川レンコンの会の理念と事業概要」のとおり、平成7年、ボランティア任意団体 市川レンコンの会として発足し、平成16年に、「社会福祉法人市川レンコンの会」に移行しました。「障害のある方も、健常者と同じように生まれ育った地域で、あたりまえに生き生きと一生暮らしていけることを目指します」を理念に掲げ、通所の場の支援、経済的自立の支援、居住の場の提供・支援、余暇活動の支援、地域の理解を深める啓蒙活動、本人の人権を守るための支援をしております。

レッツ・レンコンが福祉有償運送を行いたい理由としまして、レッツ・レンコンの利用者は、知的障害者および身体障害者を含む障害のある方たちで、自宅や通学先、通所先などとレッツ・レンコンの事業所あるいはご希望の場所まで安全に移動していただく目的で、福祉有償運送を利用していただいているためとなります。

今回、更新登録に当たりまして、レッツ・レンコンはこれまでも適切な運送をしていただいているという認識でおりますので、引き続き福祉有償運送を行っても問題ないものと事務局のほうでは判断しております。そのようなことを前提に申請に至っているところでございます。

それでは、資料2-1の内容をご説明させていただきます。

N o 1の法人名等やN o 2の事業所等につきましては、申請団体要件確認票に記載のとおりとなります。また、N o 3の対象と形態でございますが、登録会員として知的障害者59名、精神障害者5名、合計64名でございます。N o 4の形態は、運送の発地、着地のいずれかが市川にあるということでございます。N o 5の使用車両でございますが、車種はセダン等の普通自動車3台で、全て、法人所有でございます。N o 6の運行管理の責任者、N o 7の整備管理の責任者につきましては、金岡様が就任する予定でございます。N o 8の運転者でございますが、普通一種免許保持者9名でございます。なお、この9名の方々は、福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を修了しております。N o 9の損害賠償措置でございますが、先の自動車3台とも、対人賠償 無制限、対物賠償 無制限の自動車保険に加入しております。N o 10の運送の対価でございますが、入会金5,000円、年会費3,000円、運賃につきましては、距離制で初乗り走行5キロまで500円、5キロ以上で700円となっております。N o 11の福祉有償運送の利用時間でございますが、7時から22時までとなります。最後のN o 12の管理運営体制についてでございますが、保有車両4両以下のため、自動車運行管理の体制の通りとなります。

事務局の説明としましては、以上でございます。

では、田村様、もし何か補足等ございましたら、ご意見をお願いいたし

	ます。
田村様	役員数の理事が8名となっているのですが、7名です。
事務局(阿部)	資料の役員数がまちがっており、正しくは7名でした。申し訳ありません。
武本会長	ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見等がありましたらお願いします。 武藤委員いかがですか。
武藤委員	運送の対価など、今までと変わりはないんですよね。
田村様	はい、変わりありません。
武本会長	わかりました。それでは更新が承認されたということで、手続きをしてください。お疲れ様でした。
武本会長	続いて、議題(3)の介護予防・日常生活支援総合事業について、事務局から説明をお願いします。
事務局(大賀)	福祉有償運送との関係で、総合事業についてご説明いたします。 資料3-1をご覧ください。初めに、介護予防・日常生活支援総合事業は、通称「総合事業」と呼ばれています。この総合事業は、介護保険制度の一環として、まず介護保険をとりまく現状や総合事業が創設された背景について説明します。 ニュース等で高齢化社会の課題について意識されている方も多いと思いますが、高齢化社会の人口構成の話をご紹介します。3ページの人口ピラミッドは平成27年9月末現在の本市の人口構成です。各棒グラフが5歳きざみになっていますが、65歳～69歳の山になっているのが、団塊の世代(第1次ベビーブーム世代)、40歳の周辺にきている山が第2次ベビーブーム世代です。第2次ベビーブーム世代が多いことで、まだ働き手が多く保たれていることがわかります。 平成52年の将来人口の推計となります。団塊の世代は、90歳以上の棒グラフのところの上がっています。右側の女性のグラフでは、まだご存命の方も多いと推測されています。第2次ベビーブーム世代が、今度は65歳に差し掛かり山が膨らんでいます。この2つの世代の年齢が上がる

ことで、4ページは、3ページのグラフの25年後の人口構成になりますが、65歳以上の高齢者の数はこの間に1.5倍に増加、75歳以上の後期高齢者の数は2倍に増加いたします。4ページの人口ピラミッドは、65歳の山を中心に、下へ下へとすぼんでいます。つまり、若い方は減り、働き手がいなくなるという状況が心配されています。

高齢者が増えれば、比例して介護が必要な方も増加します。5ページでは、現在全国平均4,972円の介護保険料が、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には1.7倍の8,200円程度まで上がるという推計を示しています。

こちらは国が示している介護職員の需要と供給の見通しです。介護職員も自然増加する見込みではありますが、それでも現状のままですと、平成37年には需要の半分程度にしか満たない可能性が高く、今後介護職員の確保がいよいよ大きな課題となってきます。先ほどの人口ピラミッドで、平成37年には後期高齢者が倍になるというお話をしましたが、ニーズが倍になるから半分は供給が追いつかないということで、傾向として一致していることが見てとれます。介護保険をとりまく現状をまとめますと、日本の社会全体で介護ニーズは増加するのに、若い方は減って介護の担い手は減っていくという、大きな課題が見えてまいります。

そこで、国が推し進める施策として「地域包括ケアシステム」というものが出てきます。地域包括ケアシステムとは、法律によりますと、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」のことです。この体制を市川市で作りあげていくため、介護保険事業計画でイメージ図を作っています。10ページの図で、全体が地域包括ケアシステム、下の方の生活支援や介護予防といったものを推進していくのが、介護予防・日常生活支援総合事業にあたります。

次に、総合事業そのもののご説明に入ります。まず、現在要支援の方が利用できるサービスのうち、訪問介護（ヘルパーさんが高齢者の自宅を訪問して体の介助をしたり、家事や生活行為を支援するサービス）と、通所介護（デイサービス事業所に通って、体操をしたり、みんなで食事をしたり、レクリエーションをするサービス）を総合事業に鞍替えします。サービスの内容は変わりませんので、「要支援1・2はなくなるの?」とか、「ヘルパーさんやデイサービスは使えなくなるの?」とか、質問をいただくこともありますが、今までのサービスは枠組みが変わっても継続いたしま

す。

13ページは総合事業のサービスの全体像です。左側に自宅を訪問するサービス、右側に事業所などの場所に通うサービスが示してあります。事業者さんによる介護保険と同じヘルパーさんのサービスとデイサービスを両側の①番で続けるとともに、多様な主体によるお安いサービスを増やします。これが②と③です。サービス内容ですが、訪問型の②番は、介護保険よりも基準を緩和した事業所が行う家事援助のサービスで、③はボランティア団体など住民団体が主体となった家事援助のサービスです。また、通所型の②のサービスも同様に介護保険より基準を緩和したサービスで、③は、ボランティア団体などが主体となって運営する体操教室やサロンなどを想定しています。現在市川市では、3月1日より①の介護保険の鞍替え部分を総合事業として実施しています。また、②と③のサービスに関しては順次創出していけるよう検討を重ねております。②と③のサービスの創設趣旨といたしましては、高齢でもお元気な方には事業所の従業員になっていただいたり、ボランティア団体に入ってもらってボランティア活動をしていただいて、高齢者の生活の支え手となっていただく、ということです。そこにやりがい、生きがいを感じていただくことができれば、支え手の方にとっても介護予防になるというねらいもあります。先ほど介護職員が足りなくなるという話をしましたが、そういった状況の改善効果も期待されています。

次に、総合事業の利用方法については、お配りしたパンフレットに詳しく掲載しております。加齢により心身の状態が不安になってきた方が、総合事業のサービスを利用するためには、まず、ご本人や家族が高齢者サポートセンターや介護福祉課窓口（本庁・行徳支所）にお越しいただきます。また、外出が難しい場合にはお電話いただきます。ここで、ご希望・ご相談を伺った上で要介護認定が望ましいのか、基本チェックリストで足りそうなのか、対応職員がお勧めいたします。基本チェックリストを実施し、専門職の判断で、生活機能の低下がみられた人は、介護予防ケアマネジメントという行程を経て、総合事業のサービスを利用することができます。

基本チェックリストに該当、と申し上げましたが、基本チェックリストの見本はスライド15に掲載しております。紙面の都合で読みづらくなってしまっていますが、暮らしぶりに関する質問、運動機能に関する質問、精神面に関する質問などで構成されています。基本チェックリストに該当する方のイメージを簡単に説明すると既存の「要支援」の状態に相当する方です。食事・排せつなどは自立していても、生活行為（家事や外に出る用事など）をこなすことが難しくなっている方をチェックリストで抽出

	<p>し、支援するのが総合事業の主な対象です。基本チェックリストに該当し、総合事業の対象者になりますと、17ページに市川市の保険証の見本を掲載しておりますが、この真ん中のいちばん上、「要介護状態区分等」という欄に「事業対象者」と印字されます。そして右側のページに「市川市高齢者サポートセンター〇〇」というふうに、この方のケアマネジメントを担当する高齢者サポートセンターの名称が記載されます。</p> <p>「事業対象者」の方も、心身の状態としては要支援者と同等ということになりますので、福祉有償運送の対象者とすることができます。福祉有償運送の登録に関する処理方針においても同様に記載されております。団体の運送対象とした場合には、個々の方が介助なしで移動困難かどうかを確認していただくことは、従来の対象者と同様です。</p>
<p>武本会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見等がありましたらお願いします。岡崎副会長のほうから意図であるとか、この場で総合事業について説明をした背景などをお話しいただけますか。</p>
<p>岡崎副会長</p>	<p>前回の会議でも話題にでました、介護予防・日常生活支援総合事業ですが、これからそれぞれの自治体のやり方に任されるような形で、今までの介護予防給付が総合事業に移行していき、市民の方々や事業者の方々のご協力をいただきながら市川市の地域を作っていくというものでございます。そういった背景で、福祉有償運送運営協議会でもお話をさせていただきました。国が例示している訪問型サービスDのところに移送の関係の部分がございまして。こちらのサービスは市民の方が主体となるサービスDに関係する部分が多いのではないかとということで、前回の協議会でもお話しさせていただいたのですが、そもそも総合事業とはどういったものなのかということ、改めて今回説明させていただきました。平成28年3月に市川市では総合事業ということで、今までの予防給付の部分だけがそのままの形で移行されたようなかたちですので、サービスAについて今年度開始ができるように準備をすすめているところでもありますので、まだまだ先のものではあるのですが、市川市の支援の方法が変わっていくということで、ご理解いただければと思います。まだ詳しいものはございませんので、形になったものをお話しできず申し訳ありませんが、これから作り上げていくということで、需要があり提案やサービスの提供があつて形になっていくものではないかと思っております。国からも10年かけて作るようにといわれているものの、一番最初ということで今回ご覧いただければと思っております。</p>
<p>事務局(森田)</p>	<p>岡崎副会長の補足というかたちでお話しさせていただきます。前回の平</p>

<p>岡崎副会長</p>	<p>成27年度第3回目の協議会の際に、中根委員、野口委員のお話のなかで基本チェックリスト対象者が福祉有償運送の対象者になるのかという質問が出た際に、その場では回答ができませんでした。それに対する回答というのが今回の議題(3)というかたちになります。結論から申し上げますと、基本チェックリスト対象者に関しては福祉有償運送の対象者になりえます。</p> <p>大賀の説明の際に、総合事業の対象の方がこのサービスを利用するようなことがあるということで、お話しをさせていただいていたと思いますので、同じように考えていただければと思います。結局は、一番最初のところに戻って、障害や支援が必要な方で公共交通機関・タクシーなどの利用が困難という方が福祉有償運送のサービスの利用対象者になるということでご理解いただければと思います。</p>
<p>武本会長</p>	<p>中根委員のほうで、勉強会をされていると思いますが、なにか移送サービスについてご意見あればお願いします。</p>
<p>中根委員</p>	<p>チェックリスト対象者については、国土交通省から対象になると発表されています。ただ、その枠組みをどのように活用していくかというのは自治体次第です。私の所属しております全国移動ネット（全国移動サービスネットワーク）で総会とシンポジウムを開きますけれども、今の時点で先進的な取組みをされていると感じる自治体をお呼びして、情報等を共有していこうというところがございます。先進市として3市声をかけておまして、一つめは松戸市、こちらはD型ではなくB型の中に取り入れて、包括して行っています。二つめに、神奈川県のア野市、こちらはD型を設置してやっていて、もうひとつは広島県の福山市、こちらは一般財源で進めているといったところですね。自治体もどのようなスタイルで移動困難者のニーズに答えていくか、いろいろと検討できる良い機会になると思います。良い意味で考えれば権限が広がったということであると思います。このように先行して行っている事例を参考にしながら進めていくという段階でございます。実際に、いろいろな自治体の方とお話をしていると市川市のように新しい総合事業には入ったけれども、まだA型の事業者を確定することが第一優先で、その次がB型でというようなとらえ方のところが多いと感じます。しかし、実際に国から求められているのはB型のところではないかと考えております。新しくいわゆるボランティア的な活動に参加する人が増えると良いなと考えているとは思いますが、なかなか地域の中にそういう方がいらっしやらないのではないかと疑問があります。</p>

武本会長	ありがとうございました。まだまだ、進行中な話が多いということですが中根さんのシンポジウムはいつでしょうか。
中根委員	6月18日(土)です。
武本会長	時間がある方は、ぜひ参加してみてください。他にこの絡みで何かありますでしょうか。
中根委員	チェックリストについて質問なのですが、4月までの時点で実際に市川市でチェックリストを受けられて、運用された方ってどれくらいいらっしゃるんですか。
事務局(大賀)	昨日今日聞いたデータではありませんが、5月の初めころに介護福祉課の方に話を聞いたところ17人程度と伺っております。また、その中で要支援の認定と並行して申請されることを希望する方もいれば、チェックリスト単独でという方もいらっしゃいますが、日にちが経っておりますので徐々に増えていると思います。
中根委員	それは想定通りの数なのですか。それとも、予定より多いのか少ないのかどちらでしょうか。
事務局(大賀)	想定何人といった試算は事前にはしておりませんので、ただ先進市の一つである近隣の流山市が1、2ヶ月しばらくチェックリスト対象者が一人程度だったと聞いておりますので、市川市では窓口で案内している体制のせいか、制度を理解してチェックリストをされる方が多いという感触がいたします。
武本会長	他に何かございますでしょうか。大塚委員どうぞ。
大塚委員	昨日、ちょうど自身の母親のところにチェックリストが届きまして、全然わからなかったのですが、今日この場でお話を聞いてやっとわかりました。家事援助を頼もうかなど、いろいろと模索しておりましたケアマネさんから介護予防についてのお話を伺ったりしております。移動支援や障害系のものも、ここに含まれてくるのでしょうか。
事務局(大賀)	先ほど中根委員からシンポジウム開催のお話がありましたが、総合事業の住民主体のサービスのなかで例えばサロンですとか自主的な体操教室を開いたり、その同じ団体のメンバーを車の乗り合いのような状況で送迎をするのが望ましいのではないかというのは想定されているのですが、福

<p>大塚委員</p>	<p>社有償運送の制度や、タクシーの制度との関係で、それを有償でやっているのかというのが他の自治体でも疑問のままです。自治体のほうでも勉強をしながら取り組み、移送のサービスをどう作っていくか検討しなければならないという課題に向き合っている状況でございます。</p>
<p>事務局(大賀)</p>	<p>ちなみに、これは65歳以上方全員に発送しているのですか。</p> <p>この総合事業を開始するのは基本的には平成27年4月からとなっておりますが、市町村の状況によっては最長で平成29年3月まで開始を延長しても良いということになっておりまして、総合事業を開始しないと従来の介護予防の仕組みの中で、同じチェックリストを窓口でやるのではなく発送して悉皆調査のように送り返していただいて把握するという事業を継続しておこなっている市町村もございます。ですので、親御様がお住まいの地域は総合事業を始めておらず、従来の介護予防の仕組みのなかで介護予防の対象者を把握するために、チェックリストを郵送しているのではないかとお察しします。</p>
<p>大塚委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>武本会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の件で、本日の全ての議事が終了いたしました。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>最後に、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局(白井)</p>	<p>皆様、お疲れ様でした。次回の協議会についてですが、10月25日(火)19時を候補日として考えておりますがいかがでしょうか。ご都合の悪い方はいらっしゃいませんね。それでは、次回の協議会は10月25日(火)に開催するという事ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、お車でお越しになられた方で、駐車券を事務局に預けている方がいらっしゃいましたら、後ほど、事務局までお声掛けください。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。お疲れ様でした。</p>

平成28年5月24日
市川市福祉有償運送運営協議会
会長 武本 英之